

業務経歴証明書

下記のとおり相違ありません。

2026 年 月 日
申請者 氏 名 建築 太朗 印

下記のとおり間違いのないことを証明する。

2026 年 月 日
官 職 氏 名 総務部施設管理担当部長
又は代表者氏名 品質 確太郎 印

(I) を受験する場合は、A要件・B要件の両方が必要です。また、(I)(II) の併願はできません。

「経歴時の勤務先」欄に記載した当時の勤務先から受けて下さい。

Form with multiple sections: 受験資格区分, 品確技術者資格, 経歴番号, 受験資格A要件, 受験資格B要件. Includes checkboxes for (I) and (II), and a table for work history with columns for year, month, and position.

発注機関は、募集要項p.7(注1)に掲げられたもの以外は認められません。

発注機関の場合は、ア) 以外の選択は無効になります。

A要件・B要件いずれにも該当する業務経歴の場合、両方に記載出来ます(期間はそれぞれ計上できます)。

※オ) については、外部委員の委嘱状の写し (PDF形式) も併せて提出してください。

業務経歴証明書

下記のとおり相違ありません。

2026 年 月 日
申請者 氏 名 建築 次郎 印

下記のとおり間違いのないことを証明する。

2026 年 月 日
官 職 氏 名 設計部統括部長
又は代表者氏名 品質 確二郎 印

(I) を受験する場合は、A要件・B要件の両方が必要です。また、(I) (II) の併願はできません。

「経歴時の勤務先」欄に記載した当時の勤務先から受けて下さい。

Form with multiple sections: 受験資格区分, 品確技術者資格, 経歴番号, 受験資格A要件, 受験資格B要件. Includes handwritten notes and red boxes.

業務経歴証明書

下記のとおり相違ありません。

2026 年 月 日
申請者 氏 名 建築 三郎 印

下記のとおり間違いのないことを証明する。

2026 年 月 日
証明者 官 職 氏 名 総務部施設管理担当部長 品質 確三郎 印

(I) (II) の併願はできません。

※証明は、現在又はその他「経歴時の勤務先」欄に記載した当時の勤務先から受けて下さい。

Table with columns: 受験資格区分, 公共建築工物品質確保技術者, フリガナ, ケンチュク サプロウ, 生年月日, 品確技術者資格, 発注機関名, 業務名・工事名等, 期間, etc.

発注機関は、募集要項p.7 (注1)に掲げられたものの以外は認められません。

建設会社の場合は、ウ)以外の選択は無効になります。

発注機関の場合は、ア)以外の選択は無効になります。

コンサルタントの場合は、イ)以外の選択は無効になります。

足りない場合は適宜行を増やしてください。

ウ) ②、ア) ②、イ) ⑧の期間を合算できます。

※オ)については、外部委員の委嘱状の写し(PDF形式)も併せて提出してください。

受験資格要件【A要件】 公共建築品確技術者（Ⅰ）・公共建築品確技術者（Ⅱ）いずれの受験者も必要		○印の経験年数が		
		合算して 5年以上	又 は	合算して 12年以上
ア) 公共工事の発注機関 ^(注1) における実務経験	① 公共建築工事（公共工事の発注機関 ^(注1) が発注する建設工事のうち、建築工事、電気設備工事、機械設備工事をいう。以下同じ。）の発注関係事務（品確法第7条に規定する発注関係事務をいう。以下同じ。）で指導的立場 ^(注2)	○		○ [*]
	② 公共建築工事の発注関係事務の担当者			○
イ) 建設コンサルタント等 ^(注3) における実務経験	① 公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務（以下、「設計業務等」という。）の管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）	○		○ [*]
	② 公共建築工事における総合評価落札方式（品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。）に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者	○		○ [*]
	③ 公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式（価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。）に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者	○		○ [*]
	④ 公共建築工事におけるCM業務 ^(注5) の管理技術者	○		○ [*]
	⑤ 公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者	○		○ [*]
	⑥ 公共建築工事における事業促進PPP ^(注6) の管理技術者又は主任技術者 ^(注7)	○		○ [*]
	⑦ 公共建築工事の調査業務又は設計業務において、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された業務の管理技術者又は主任技術者 ^(注8)	○		○ [*]
	⑧ ①～⑦の業務の担当技術者			○
ウ) 建設業許可業者における実務経験	① 公共建築工事の主任技術者（建設業法第26条第1項に定める者をいう）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。）	○		○ [*]
	② 公共建築工事の施工管理に関する担当者			○

・「○^{*}」の経験年数は2倍して合算してよい。

・合算する複数の業務に期間の重複がある場合、当該重複期間を除いて合算すること。

（合算して5年の例）公共建築工事の発注関係事務での指導的立場が3年、公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者が2年
⇒ ア) ①が3年+イ) ⑤が2年 ⇒ 3年+2年=5年

（合算して12年の例）公共建築工事の設計業務の担当者が3年、公共建築工事の施工管理に関する担当者が3年、公共建築工事の主任技術者が3年
⇒ イ) ⑧が3年+ウ) ②が3年+ウ) ①が3年 ⇒ 3年+3年+3年×2=12年

受験資格要件【B要件】 公共建築品確技術者（Ⅰ）の受験者は必要（公共建築品確技術者（Ⅱ）の受験者は不要）		○印の経験年数が				
		合算して 2年以上	又は	1年以上	又は	1年以上
ア) 公共工事の発注機関 ^(注1) における実務経験	公共建築工事又はその設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場 ^(注2)	○				
イ) 建設コンサルタント等 ^(注3) における実務経験	① 公共建築工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者	○				
	② 公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者	○				
	③ 公共建築工事におけるCM業務 ^(注5) の管理技術者	○				
	④ 公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者	○				
	⑤ 公共建築工事における事業促進PPP ^(注6) の管理技術者又は主任技術者 ^(注7)	○				
	⑥ 公共建築工事の調査業務又は設計業務において、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された業務の管理技術者又は主任技術者 ^(注8)	○				
	⑦ ①～⑥のいずれかの管理技術者等を指導する立場 ^(注9)	○				
ウ) 建設業許可業者における実務経験	① 公共建築工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建築工事の監理技術者	○				
	② ①の監理技術者を指導する立場 ^(注10)	○				
エ) 公共建築品確技術者（Ⅱ）登録後の実務経験	上記ア)、イ)、ウ) いずれかの経験 ※ア)、イ)、ウ)の合算は不可			○		
オ) -	公共建築工事又はその設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員 ^(注11)					○

※ 上記の実務経験に加え、一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は一級施工管理技士（建築、電気工事、管工事）の資格が必要

・合算する複数の業務に期間の重複がある場合、当該重複期間を除いて合算すること。

（合算して2年の例）公共建築工事の総合評価落札方式に係る審査事務で指導的立場が1年、公共建築工事の総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者が1年

⇒ ア) ①が1年+イ) ①が1年 ⇒ 1年+1年=2年

- (注1) 公共工事の発注機関とは、入契法第2条第2項に規定する国、地方公共団体及び特殊法人等（首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、（独）空港周辺整備機構、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、（独）国際協力機構、（独）国立科学博物館、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立女性教育会館、（独）国立青少年教育振興機構、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）自動車事故対策機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）都市再生機構、（独）日本学生支援機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、（独）日本スポーツ振興センター、（独）水資源機構及び（独）労働者健康安全機構）並びに国立大学法人、（独）国立病院機構、地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。
- (注2) 指導的立場とは、公共工事の発注機関^(注1)において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
- (注3) 建設コンサルタント等とは、公共工事の発注機関^(注1)から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注4) 技術審査業務とは、公共建築工事又は公共建築工事の設計業務等の発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注5) CM業務とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう（平成14年2月：CM方式活用ガイドライン）。
- (注6) 「事業促進PPP」とは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式をいう（平成31年3月（令和3年3月一部改正）：国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン）。
- (注7) 「主任技術者」とは、事業促進PPPにおいて管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注8) 「主任技術者」とは、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務において、管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注9) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注10) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注11) 外部委員とは当該委員会を設置した公共工事の発注機関^(注1)に所属していない委員をいう。